

令和6年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き （伊丹市）

○申告書提出期限 令和6年1月31日(水)

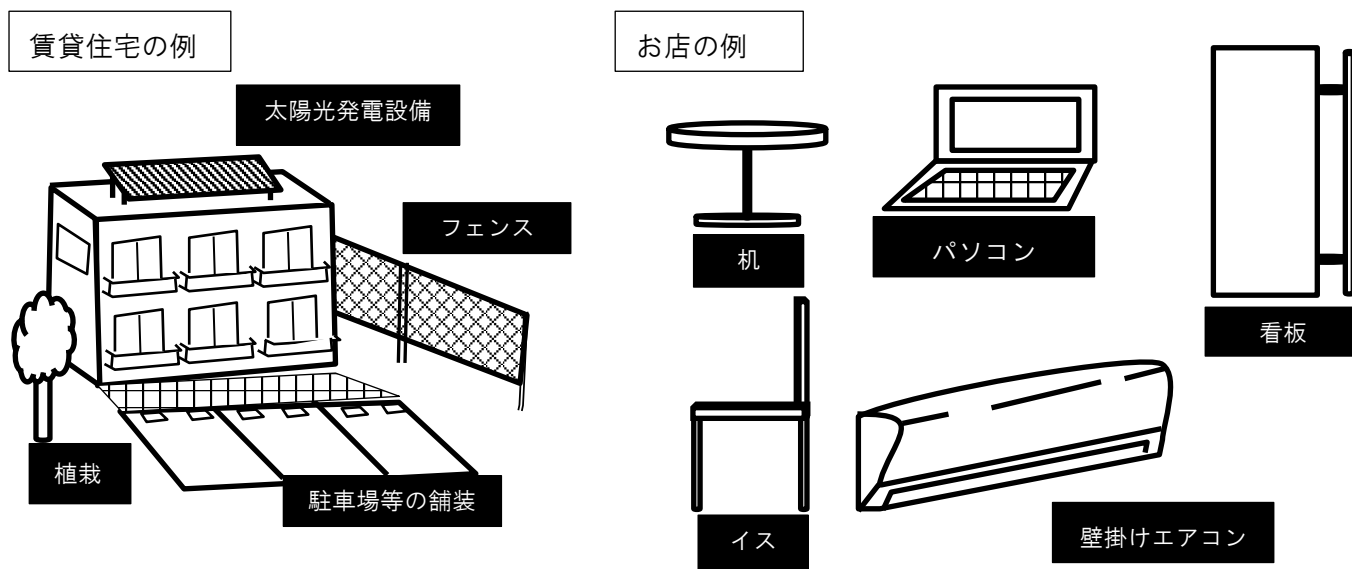
*事務処理の都合上1月19日(金)までのご申告にご協力ください。

*提出先については裏表紙をご覧ください。

償却資産とは

固定資産税の課税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法または所得税法による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

例えば、こんなものが対象になります



対象となる資産の詳細については、P6・P7をご覧ください。

目次

I.申告について……P1

申告書記入例……P3～P5

II.償却資産のあらまし……P6、P7

III.参考

建築設備における家屋と償却資産の区分……P8

賃貸物件に施工された内装・造作・建築設備について……P8

償却資産の耐用年数区分表……P9

I. 申告について

1. 提出書類

申告方式	当市への申告	前年度からの異動	提出書類（○印があるものをご提出ください）			提出時の注意点
			償却資産申告書 （償却資産課税台帳）	種類別明細書 （増加資産・全資産用）	種類別明細書 （減少資産用）	
一般方式	はじめて	-	○	○	×	下記①
	前年度までも申告	異動がある	○	○(※) <small>(※増加資産のある方)</small>	○(※) <small>(※減少資産のある方)</small>	下記②
		異動がない	○	×	×	下記③
電算処理方式	-	-	○	○	×	下記④

2. 提出時の注意点

①	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1日現在、伊丹市内に所有しているすべての償却資産を申告してください。 ・事業所別の資産の具体例は7ページを参考にしてください。 ・テナントの方は、償却資産と家屋の区分について8ページを参照してください。 ・該当する資産がない場合は、申告書「18 備考」の「該当資産なし」を○で囲み申告してください。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・種類別一覧表を参照していただき、増加、減少のあった資産について記載してください。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書「18 備考」の「資産の増減なし」を○で囲み申告してください。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1日現在、伊丹市内に所有しているすべての償却資産を申告してください。 ・統一様式にて作成されたもので申告してください

3. eLTAXによる電子申告をされる方

社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる固定資産税（償却資産）の電子申告の受付を行っています。手続きや詳細につきましてはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

4. その他

- ・申告書類は伊丹市ホームページからもダウンロードできます。
- ・免税点未満であっても毎年申告の必要がありますので申告して下さい。
- ・受付印が押印された申告書の控えが必要な場合は、控え用の申告書(コピー)と切手を貼り付けた返信用封筒を必ず同封して下さい。

5. 参考資料提出のお願い

下記の書類の写しの提出についてもあわせてお願いします。提出は任意のものですが、所有資産の参考資料として確認作業を行いますので、ご協力をお願いいたします。

- 法人事業者 （1）直近の法人税確定申告(控)中の別表16と減価償却資産の個別明細書
 （2）その他減価償却資産の明細がわかる書類
- 個人事業者 （1）直近の所得税の青色申告決算書（控）
 （2）その他減価償却資産の明細がわかる書類

2. 実地調査等のご協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、申告内容の確認や未申告者の資産調査のため、備え付けの減価償却資産明細書や固定資産台帳等の書類の提出、または実地における調査を行う場合がありますので、その際はご協力お願いいたします。また、地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほど、お願いいたします。

3. 過年度への遡及について

申告漏れ等により修正申告された場合においては、申告された年度だけではなく、地方税法第 17 条の 5 の規定により 5 年を限度に遡及することになりますので、申告漏れ等のないようご注意ください。

4. 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

《少額の減価償却資産の取扱い》

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する少額資産

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもの

* 租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

	個別に減価償却しているもの		
30 万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 など)		
20 万円未満	③法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産	②3 年で一括償却 (法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、 所得税法施行令第 139 条第 1 項)	
10 万円未満		①一時に損金算入 (法人税法施行令第 133 条、 所得税法施行令第 138 条)	

申告書記入例

個人番号又は法人番号を記入してください。
個人番号は左側を1文字空けて記載してください。

提出年月日を記入してください。

経理を委託されている場合は記入してください。

令和 6 年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

令和 6 年 1 月 9 日
伊丹市長あて

受付印

住所 664 8853 伊丹市千僧1丁目1番地 (電話 072 783 1234)

所有者 千僧工業 株式会社 伊丹 一郎 (屋号)

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	3 871 560			3 871 560
2 機械及び装置	25 912 423	9 000 000	5 000 000	21 912 423
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2 470 680		1 000 000	3 320 680
6 工具、器具及び備品				
7 合計	32 254 663	9 150 000	6 000 000	29 104 663

評価額 決定価格 課税標準額

資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計

申告内容 ⑦ 資産の増減 あり ⑧ 資産の増減 なし ⑨ 該当資産なし

異動事項 (異動日: 令和5年4月4日)
⑦ 廃業・解散等 イ. 市内事業所の撤去
⑧ 名称(氏名)の変更 エ. 送付先の変更
その他 ()

貸主の名称等 ABCリース(株) 自己所有

15 市区町村村内における事業所等資産の所在地 ①伊丹市千僧1丁目1番地

16 借入資産 (有) (無)

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有) (借家)

18 備考(添付書類等) 申告内容

該当する方を○で囲んでください。
「有」に○をされている方は、別途書類を提出していただきます。
市内の事業所や店舗、所有物件等の所在地を記入してください。

借入資産の有無に該当する方を○で囲んでください。借入資産があれば、貸主の名称等を記入してください。

該当事項に○をしてください。

初めて申告される方で、該当資産のない方は○をしてください。

該当項目がある場合は記入してください。

特別な適用がある場合や、添付資料がある場合は記入してください。

前年前に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。前年度までに申告されている方は、「償却資産種別一覧表」に記載されています。

前年中に減少した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。合計額は別表2「種類別明細書(減少資産用)」の合計額と一致します。

前年中に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。合計額は別表1「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の合計額と一致します。

マイナンバー制度の施行に伴い、個人番号を記載した書類を提出される場合は、正しい個人番号であることを確認(番号確認)と番号の正しい持ち主であることを確認(身元確認)のため、次の書類の提示(郵送の場合はその写しの提出)をお願いします。

【番号確認書類】(下記の書類のいずれか)
・個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
【身元確認書類】(下記の書類のいずれか)
・個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、保険証、年金手帳、在留カード又は特別永住者証明書

種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例

※ 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産について記入してください。
 ※ 初めて申告される方や電算処理法式により申告される方は、令和6年1月1日現在お持ちの全資産について記入してください。

年号は次の通りです。
 T.大正 S.昭和 H.平成 R.令和

資産の数量を記入してください。一式の場合は「1」として記入してください。

9ページを参考に記入してください。

令和 年度		千僧工業(株)									
所有者コード		所有者名		枚のうち		課税標準額		課税標準額		課税標準額	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
行番	資産コード	資産名称	数量	取得年月	取得価格	取得価格	取得価格	取得価格	取得価格	取得価格	取得価格
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲
01	2	プレス	1R:0505	1R:0505	500000	500000	500000	500000	500000	500000	500000
02	6	業務用冷蔵庫	1R:0504	1R:0504	200000	200000	200000	200000	200000	200000	200000
03	6	応接セット	1H:2007	1H:2007	400000	400000	400000	400000	400000	400000	400000
04	6	陳列ケース	1R:0305	1R:0305	200000	200000	200000	200000	200000	200000	200000
05	6	カラーテレビ	1H:2002	1H:2002	200000	200000	200000	200000	200000	200000	200000
06											
07											
08											
09											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
小計										6000000	

資産の種類番号は次の通りとなっています。
 1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品

増加した事由に移動による受け入れやその他と記入された方は、その内容についても摘要欄に記入してください。

取得価額は、通常支出すべき金額(引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・関税・据付費その他当該資産を事業の用に供するために直接要した費用を含めた金額)をいいます。

記入は不要です。ただし、自社電算システムによる全資産申告(電算処理法式による申告)の場合は記入して下さい。

資産の名称・規格等を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

ページごとに小計を記入してください。

種類別明細書(減少資産用)記入例

※ 令和4年1月2日から令和5年1月1日までに減少した資産について記入してください。(同封した種類別一覧表をもとに、記入してください。)

※ 初めて申告していただく方は、この用紙は使いません。

「償却資産種類別一覧表」を参考にして、次の事項を記入してください。

1. 資産の種類
2. 資産コード
3. 資産の名称等
4. 減少する資産の数量
5. 取得年月
6. 取得価額
7. 耐用年数

減少の事由及び区分に該当する番号に○を付けてください。

種類別明細書(減少資産用)

令和5年度		所有者		千僧工業(株)		枚のうち	
行番	資産コード	資産名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	摘要
01	11		1		600,000	12	3台のうち、1台減少
02	13		2		300,000	10	
03	36		1		150,000	5	資産番号36の取得金額変更
04							
05							
小計			4		9150000		

当該資産が減少したことについて必要な事項を摘要欄に記入してください。

ページごとに小計を記入してください。

取得年月の年号は、昭和を「S」、平成を「H」、令和を「R」と記入してください。

償却資産種類別一覧表

令和		千僧工業(株)		枚のうち	
行番号	資産コード	資産名称等	数量	取得年月	価額
01	00000011	NCセンバン	3	H147	18,000,000
02	00000012	センバン	1	H177	2,000,000
03	00000013	プレス	2	H207	3,000,000
小計			6		23,000,000

この一覧表は、前年度までに申告していた内容により作成したものです。

資産の種類番号は次の通りです。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

Ⅱ. 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税の課税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法または所得税法による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車、繰延資産は課税の対象から除かれます。

○主な償却資産の種類と具体例

資産の種類		資産の具体例
1	構築物	門、塀、広告塔、看板、舗装路面、簡易間仕切り、緑化施設等
2	機械及び装置	各種製造設備、機械式駐車場設備、土木建設機械等
3	船舶	漁船、モーターボート、ヨット等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999の車両）、構内運搬車
6	工具、器具及び備品	事務機器、医療機器、理容・美容機器、テレビ、冷蔵庫、陳列ケース、レジスター等

* 簿外資産・未稼働資産・遊休資産・建設仮勘定で経理されている資産についても、1月1日現在事業の用に供することができる状態であれば課税の対象となります。

2. 納税義務者

令和5年1月1日（賦課期日）における償却資産の所有者です。

3. 評価額の計算方法

前年中に取得された資産 → 評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)

前年前に取得された資産 → 評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

* 求めた金額が取得価額の5%より小さい場合は、取得価額の5%が評価額となります。

4. 税額及び税率

償却資産課税台帳の課税標準額(評価額)に税率の1.4%を乗じた額です。

税額 = 課税標準額 × 税率 (1.4%)

* 課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税は課税されません。

課税標準の特例が適用される資産（地方税法第349条の3及び同法附則15条に規定する資産）については、ホームページをご覧ください。

5. 納期

納期は、年4回（通常は、4月、7月、12月、翌年2月）です。

6. 固定資産税（償却資産）と国税との取扱いの違い

項 目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却（一定の場合は簡便償却）	半年償却（1/2）
圧縮記帳	認める	認めない
特別償却、割増償却	認める	認めない
増加償却	認める	認める
評価額の最低限度	備忘価額1円まで償却可能	取得価額の100分の5
改良費	原則区分、一部合算評価	区分評価（資本的支出）

7. 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産
共通	賃貸で借り受けた家屋に事業者が費用を負担して施工した内装・造作・建築設備（内装工事、内部造作、ルームエアコンなど） 事務机・椅子、応接セット、キャビネット、ロッカー、コピー機、ファクシミリ、金庫、パソコン、テレビなど
不動産貸付業 （賃貸住宅・貸駐車場）	フェンス、塀、路面舗装、外溝工事、植栽、駐車場の機械設備、太陽光発電設備、外灯、ルームエアコン、自転車置き場、受変電設備など
飲食店	接客用家具、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ、放送設備など
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、消毒殺菌器など
小売業	ショーケース、陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫など
医療業	ベッド、手術台、医療機器（X線装置、心電計、CTスキャン）など
農業	田植え機、稲刈り機、脱穀機など
娯楽業	パチンコ・スロット台、ゲーム機器、カラオケセット、両替機、玉計数機、接客用家具など
建設業	発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
給油業	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピーなど

Ⅲ. 参考

《建築設備における家屋と償却資産の区分》

家屋には、通常その使用目的に応じて、電気・ガス・給排水・空調・衛生設備等の建築設備が取り付けられています。これら建築設備等については、その構造や利用状況、家屋との一体性の程度からみて家屋ではなく、償却資産として取り扱うものがあります。下記に代表的なものを例示しておりますのでご参照下さい。

* 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

* 区分についてご不明な点等ございましたら資産税課までお問い合わせ下さい。

設備の種類	家屋	償却
発電設備		自家用発電設備、受変電設備（キュービクル）
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産又は業務用設備
電灯照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備
電話設備	配線等	電話機、交換機等の装置・器具類
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類
消火装置	消火栓設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース・ノズル、消火器
中央監視制御装置		中央監視制御装置
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっている設備	左記以外の設備
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	接客の求めに応じるサービス設備
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置
間仕切り	容易に取り外せないもの	容易に取り外せるもの

《賃貸物件に施工された内装・造作・建築設備等について》

賃貸により家屋を借り受けて事業をされている方（テナント）が、費用を負担して施工または譲渡された内装、造作、建築設備等で事業の用に供することができる資産については、地方税法第343条第9項により、事業をされている方（テナント）を所有者とみなして課税することとなります。この場合、事業をされている方が、施工した資産について償却資産として申告をしていただく必要があります。

《償却資産の区分・耐用年数表》

資産の種類	耐用年数	主な償却資産例	耐用年数	主な償却資産例		
構築物	3	簡易な可動間仕切	15	電気・給排水・衛生・ガス・冷暖房・ボイラー設備 コンクリート舗装路面 コンクリート造の下水道・塀 鋼鉄製の水槽・油槽 木造の橋・塔 エスカレーター 日よけ設備（金属製）		
	6	蓄電池電源設備				
	7	レンガ造の煙突・焼却炉 工場緑化施設	17	エレベーター		
	8	消火・災害報知設備 日よけ設備（金属製を除く）				
	10	店舗内装設備 遊戯施設 金属造の煙突・焼却炉 アスファルト舗装路面			20	金属造の広告用のもの 庭園 土造の塀
	機械・装置	12	ドア自動開閉設備	25	鉄筋コンクリート造の防油堤	
		13	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	30	水泳プール コンクリート造の水槽	
			35	鉄筋コンクリート造の煙突・焼却炉		
2	4	写真製版業用設備 印刷設備（デジタル印刷システム設備）	10	複写業用設備 水産食料品 豆腐製造設備 食肉加工設備 乳製品・パン・菓子製造設備 めん類製造設備 清涼飲料製造設備 印刷設備（デジタル印刷システム設備を除く）		
	6	ブルドーザー パワーショベル 写真現像焼付設備				
	7	縫製品製造用設備 園芸設備 製本設備				
	8	ガソリンスタンド設備 製材業用設備（自動送材装置を除く）				
	9	畳製造設備 生コンクリート製造設備	13	クリーニング設備		
4	ヘリコプター	15	自動車分解・整備業用設備			
5	2	自転車	5	レントゲン車		
	4	フォークリフト				
6	2	工具 食事・厨房用品 看板・広告器具 娯楽・演劇用具 生物	6	家具 事務・通信機器 医療機器		
	3	工具 家具 看板・広告器具 娯楽・演劇用具			冷暖房機器 電気冷蔵庫 洗濯機 ガス機器 陳列棚・陳列ケース（冷凍冷蔵機付） インターホン及び放送用設備 調剤機器 ファイバースコープ レントゲン（固定式）	
	3	工具 家具 看板・広告器具 娯楽・演劇用具	7	医療機器	血液透析・血しょう交換用機器 歯科診療用ユニット	
	4	医療機器 生物 事務・通信機器	8	家具 光学・写真制作機器 生物		
	5	家具 事務・通信機器 娯楽・演劇用具			応接セット（接客業用を除く） 陳列棚・陳列ケース（冷凍冷蔵機付を除く） 写真制作機器（焼付機・引伸機） 顕微鏡 観賞用動物（魚・鳥類を除く）	
	器具・備品	5	事務・通信機器	10	事務・通信機器 時計・測定機器	電話設備 時計
		5	娯楽・演劇用具	15	家具（金属製） 生物	事務机及び椅子 キャビネット 室内装備品 家具（接客業用を除く） 植物（貸付業用を除く）
		5	光学・写真制作機器			
		5	時計・測定機器			
		5	理容・美容機器	20	容器及び金庫	金庫（手さげ金庫を除く）
5	医療機器					
5	容器及び金庫 その他					

[注1] 取得価額の算出方法・消費税の取扱いは原則として法人税の取扱いと同じです。

[注2] 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数などに関する省令」が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- (1) 中古見積耐用年数・・・同省令の規定により見積もった耐用年数
- (2) 短縮耐用年数・・・法人税法施行令の規定により耐用年数の短縮について、
国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

○よくあるご質問(償却資産)のページ

<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/ZAISEIKIBAN/SHISANZEI/25120.html>



よくあるご質問(償却資産)記載内容抜粋

Q、どのような場合に償却資産の申告が必要ですか？

A、伊丹市内で事業をされている方は地方税法の規定により償却資産の申告が必要です。

毎年1月1日時点で伊丹市内に所有している償却資産について1月31日までに申告してください。償却資産を所有されていない場合は「該当資産なし」として申告をお願いします。申告の際の提出書類については、申告の手引き1ページをご覧ください。申告書類の記入方法については、申告の手引き3ページから5ページの各申告書類記入例をご覧ください。

Q、毎年税務署に確定申告をしていますが、申告が必要ですか？

A、申告が必要です。

確定申告は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は市税(固定資産税)の計算に必要なものです。毎年それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。

提出先及び問い合わせ先

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市 財政基盤部 税務室 資産税課 償却資産担当

切り取って宛名としてお使いください。

TEL：072-784-8023 (直通)